

藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画改定・策定業務 受託候補者募集要領

1 目的

令和3年10月、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度における温室効果ガス排出量については、2013年度比で約46%の削減を目指すこととされた。

また、これを受けて令和4年4月「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正・施行され、市町村においても、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が努力義務とされた。

本市においては、平成31年2月に「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）～EC02プランふじいでら～」を策定し、2030年度において2013年度比で温室効果ガス40%削減を目標とし、それに努めている。また、2023年度（令和5年度）を中間見直し時期と定めているため、目標値の引き上げ等の計画改定が必要となっている。

本業務は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）及び（区域施策編）」を策定し、政府の示す目標等に遜色のない内容にするとともに、本市の地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

受託事業者の選定にあたっては、実績、経験、技術力、企画力等を確認し、より精度の高い調査検討を行うため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 業務内容

(1) 業務名

藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画改定・策定業務

(2) 履行場所

藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市役所 他

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 委託上限額

10,659,000円（消費税等を含む）

※年度ごとの支払い上限額（消費税等を含む）は以下のとおり

令和5年度 4,875,000円

令和6年度 5,784,000円（債務負担行為）

(5) 業務の内容

別紙 藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり

(6) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 スケジュール

1	募集要項等配布（市ホームページ）	令和5年7月20日（木）～8月4日（金）
2	募集要領等に関する質問締切	令和5年7月28日（金）
3	募集要領等に関する質問回答	令和5年8月2日（水） 予定
4	企画提案書等提出締切	令和5年8月4日（金） 必着
5	プレゼンテーション	令和5年8月24日（木）
6	審査結果通知	令和5年9月1日（金） 予定
7	契約の締結	令和5年9月上旬 予定

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全てを満たしている者とする。

- (1) 藤井寺市の令和5・6年度競争入札参加有資格者台帳入札参加資格者名簿の「その他委託業務・借上げ等」の「27. 調査・研究業務」の「5. 各種コンサルタント業務」又は「6. その他調査・研究業務」に登載されていること。
- (2) 大阪府内または近隣府県に、本店または支店、営業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続き中でないこと。
- (5) 藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (6) 提案書の提出日において、官公庁から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 地方自治体において同種業務の受託実績を有すること。
同種業務：地球温暖化対策実行計画 事務事業編・区域施策編策定業務 等
- (8) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有し、本事業の趣旨を十分に理解し、支障なく遂行できること。
本市の指示に柔軟に対応できること。

5 募集要領等に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年7月20日（木）から令和5年7月28日（金）
- (2) 提出書類 質問書（様式第5号）
- (3) 提出方法 藤井寺市環境衛生課（事務局）へ電子メールで送信
電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
- (4) 回答方法 令和5年8月2日（水）午後5時までに市のホームページに掲載予定
- (5) 送信先アドレス及び確認先電話番号
藤井寺市市民生活部環境衛生課メールアドレス kankyou@city.fujiidera.lg.jp
藤井寺市市民生活部環境衛生課 電話番号 072 - 939 - 1074（直通）

6 参加申込書、提案書等の提出要領

本業務の提案希望者は、以下のとおり参加申込書、提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年8月4日(金)午後5時まで

(2) 提出先

〒583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号

藤井寺市市民生活部環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(市役所6階67番)

(3) 提出書類

① 参加申込書(様式第1号)

② 会社概要書(様式第2号)

③ 業務受託実績書(様式第3号)

※業務受託実績が確認できる契約書及び仕様書の写しを添付すること。

④ 業務実施体制調書(様式第4号)

※専門技術及び実施の体制が分かるものを添付すること(任意様式)

⑤ 提案書(任意様式)

下記の項目について、A4サイズ、10頁以内(両面換算5枚)に簡潔に記載すること。フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

ア. 基本的な考え方及び実施方針

イ. 本市の現状と課題、本市に今後必要な施策

ウ. 民間事業者との連携方法、気運醸成の方法

エ. 市民の参画方法

オ. 自由記載(本業務の成果を高めるためにどのような工夫や提案が可能か。

自社の優位性等、特記すべき事項もあれば記載すること)

⑥ 業務工程表(任意様式)

業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成すること。進捗管理方法も記載すること。

⑦ 見積書及び内訳書(任意様式)

見積金額(消費税等を含む額とする。)を記載し、委託上限額を上回らないよう記載すること。

(4) 提出方法

① 提出先への持参、郵送のいずれかの方法で提出

② 提出部数10部(正1部、副9部)及び、電子媒体(CD-R等)1部とする。

③ A4判用紙、縦使用、横書き、両面印刷、左綴じとし、頁数をつけ、A4判フラットファイルに綴じること。

④ フラットファイルの表紙及び背表紙に「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画改定・策定業務 提案書類」と事業者名を記載すること。

(5) プレゼンテーション

提案事業者を対象に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

① 実施日時(予定) 令和5年8月24日(木) ※会場・時間等は別途通知

② 実施時間 各事業者35分程度

(プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：15分程度)

③ 出席者 各事業者3名以内とする。

(ただし、業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。)

④ 準備物 パソコンを使用する場合は各社で準備すること。

(なお、プレゼンテーションに使用するプロジェクター、スクリーン等は市が準備する。)

⑤ 当日の追加の資料配付は認めないものとする。

※ただし、Microsoft Power Point 等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、当日示すスライドを印刷した資料のみプレゼンテーション当日に配付可とする。その場合は10部用意すること。

7 選定方法等

(1) 選定方法

藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画改定・策定業務受託候補者庁内選定委員会において、提出書類に記載された内容、プレゼンテーション及び見積金額等を評価し、総合計点が最も高い提案をした受託候補者を選定する。

(2) 選定基準

別表のとおり

(3) 事業者の再募集

評価の結果、適切な事業者がいなくときは再募集する場合がある。

(4) 選定結果の通知

① 選定結果については、全参加事業者に電子メールで通知する。

② 審査に対する要求や結果の内容に関する異議申し立て、質問等は一切受け付けない。

8 契約の締結

随意契約に向けた協議のうえ委託内容を決定し契約を締結する。なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、契約時点において参加要件を欠いていたり、協議が整わない場合は、次点事業者を受託候補者として協議を行うものとする。

9 提案に関する留意事項

(1) 費用負担について

提案書作成に関する費用など、必要な費用は全て事業者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱いについて

① 提出された書類は返却しない。

② 提出期限後における提案書等の追加・修正・差替・再提出は認めない。

③ 市から受領した資料は、許可なく公表及び使用してはならない。

④ 事業者から募集要領等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、市はその使用权を持つものとする。

⑤ このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、藤井寺市情報公開条例

(平成 11 年藤井寺市条例第 1 号)に基づき提出された書類を公開することがある。

⑥ 提案書等の提出は 1 社につき 1 案とする。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案書を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合
- ④ 募集要領、仕様書等で示された内容に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑥ プレゼンテーションにおいて指定された時刻までに出席しなかった場合
- ⑦ 見積書に記載された金額が提案上限額を超えた場合

(4) その他

- ① 市が提示する資料及び質問に対する回答書(質疑回答書)は、本募集要領等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。
- ② 質問書が提出された場合において、その質問に回答することにより無用な混乱を招くおそれがあると認めるときは、質問に回答しないことがある。
- ③ 事業者は参加申込書の提出をもって、募集要領、仕様書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。
- ④ 参加申込書提出後に参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届(様式第 6 号)を提出すること。

10 事務局

藤井寺市市民生活部環境衛生課 環境・公害・飼犬登録担当(担当:杉多・東野)

電話番号 072 - 939 - 1074 (ダイヤルイン)

メールアドレス: kankyou@city.fujiidera.lg.jp

* 開庁時間は土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分

別表 選定基準

評価項目		審査内容	配点
業務遂行能力	専門技術及び実施体制について	業務を的確に遂行できる人員及び適宜対応できる体制が確保されているか。責任者・担当者の役割が明確であるか。	10
		本業務に関する専門知識や経験を有し、的確な支援が可能であるか。責任者・担当者の業務遂行に有用な資格の有無、経験年数。	10
	同種業務の実績	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定	20
		地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	20
提案内容	提案書内容の評価	ア. 基本的な考え方及び実施方針	20
		イ. 本市の現状と課題、本市に今後必要な施策	20
		ウ. 民間事業者との連携方法、気運醸成の方法	10
		エ. 市民の参画方法	10
		オ. 自由記載	10
	スケジュール	スケジュールが具体的で無理がなく、実現可能なものであるか。	10
	プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容は分かりやすく説得力があるか。質疑等への応答は適切であるか。	20
取組姿勢	取組意欲	業務履行に関わる意欲が感じられるか。	10
	協調性・信頼性	共に業務を実施していくうえで必要な協調性、責任感、誠実さが感じられるか。	10
事業費	計算式	(1-見積額/委託上限額) × 20 点 ※小数点以下四捨五入	20
合 計			200 点